

農地法第3条の規定による許可申請書

下記〔 農地 ・ 採草放牧地 〕について を〔 設定 ・ 移転 〕したいので、農地法第3条第1項許可を申請します。

令和 年 月 日

柏市農業委員会会長 様

譲受人 _____ 印

譲渡人 _____ 印

記

- 1 申請当事者の氏名（名称）、住所、職業及び年齢
（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲受人				電話連絡先 - -		
譲渡人				電話連絡先 - -		

- 2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番			地目		面積 (㎡)	10a 当り 普通 収穫 高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者		備考
大字	字	地番	登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権原	

- 3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲受人・・・

譲渡人・・・

- 4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	売買・贈与、交換の別	対価（総額）	備考

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	譲 受 人					経営地 ①+④	譲 渡 人			
	所 有 地			借 入 地			自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤					
田 畑 樹園地 計 採草放牧地 山林その他										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（農地所有適格法人は記載不要）

	氏 名	年齢	権利取得者 との続柄	職業	農作業従 事日数	配置の状況	備 考
世帯員 (構成員)							
常雇							
季節雇・臨時雇		年間延日数					日

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類	農 機 具	家 畜
確保済み	所有 リース		
導入予定	所有 リース		
(資金繰りについて)			

8 法その他の農業に関する法令の遵守の状況

様式第1号別紙のとおり

9 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

10 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件に係る事項

様式第2号別紙のとおり

11 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況(農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。)

氏名	役職名	農業従事状況 [その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含む。)を行う期間:年 箇月]	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年 年	箇月(直近の実績) 箇月(見込み)
		年 年	箇月(直近の実績) 箇月(見込み)
		年 年	箇月(直近の実績) 箇月(見込み)

12 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でのどのような役割分担を担う計画であるか(権利を取得しようとする者が農地所有適格法人以外の法人である場合、または、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合であって、農地法第3条第3項の適用を受けて権利を取得しようとする場合にのみ記載する。)

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

--

13 その他参考となるべき事項

(1)

譲受人が柏以外に 居住している場合	距離(km)	方法	時間	備考

(2)

(記載要領)

- 1 申請者の欄について、個人が氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
記1については、法人の場合にあつては名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記載のこと。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、在留期間及び当該在留期間の満了の日、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載すること。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載すること。
- 3 記4については、権利を移転し又は設定しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を明示すること。水田裏作の目的に供するための権利の設定にあつては、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要をあわせて記載すること。
- 4 記5については、「自作地」「借地」欄には、権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供しているものを、「所有地」のうちの「その他」欄には、農業経営を委託しているもの及び不耕地等その所有者及びその世帯員により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものをそれぞれ記載する。「その他」欄に記載されるものがある場合には、その理由を欄外余白に付記すること。
- 5 記6の「配置の状況」については、経営農地が複数市町村にまたがる場合に市町村ごとの配置状況がわかるように記載すること。「備考欄」については農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載すること。
- 6 記7については、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合は別紙により記載すること。
- 7 記8の「農機具保有状況」については、現に使用しているものについて記入し、その性能等できる限り詳細に記入する。
また、導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについても記載する。
- 8 区分地上権が設定される場合にあつては、記5、記6及び記8の記載を要しないが、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び周辺土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。
- 9 農地所有適格法人が、従たる事務所（支店、支所、分場等）の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地及び採草放牧地の権利を取得しようとする場合には、記5、記6及び記8の各事項について、法人全体に関するものその他、その他従たる事務所における該当事項についても、「その他参考となるべき事項」欄に記載すること。